

平成12年6月9日

北陸財務局長談話

—— 福井商銀信用組合と石川商銀信用
組合の事業譲渡基本合意について ——

- 1 . 本日、福井商銀信用組合及び石川商銀信用組合から、福井商銀信用組合が石川商銀信用組合の事業を譲り受けることについて、基本合意書が締結された旨の報告を受けたところである。
- 2 . 事業譲渡を行う石川商銀信用組合については、平成12年3月30日、石川県による金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第8条第1項に基づく処分が行われて以降、同組合の金融整理管財人が、北陸地区にある福井商銀信用組合に対して、事業譲り受けの要請を行っていたものである。これを受けて、福井商銀信用組合では、金融秩序の維持及び地域経済への影響等を勘案し同要請に応ずるとともに、本日、事業譲渡の基本合意に至ったものと聞いている。
- 3 . 北陸財務局としては、今後、福井商銀信用組合が石川商銀信用組合の事業を譲り受けるまでの間、引き続き金融整理管財人による石川商銀信用組合の業務運営等が円滑に行われることを期待するとともに、当該事業譲渡基本合意書に基づき、事業譲渡の手続きが円滑に進むよう、法令に基づき適切に対応してまいりたい。